

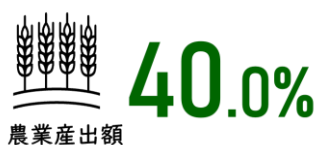
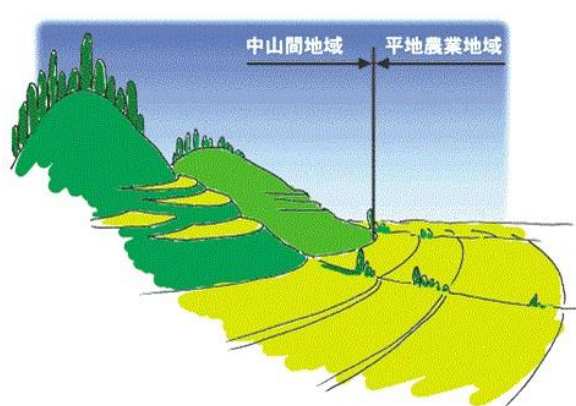
# 中山間地域等について

## 1 中山間地域とは

中山間地域とは、農業地域類型区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しています。

中山間地域は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割、農業産出額の約4割を占めるなど、我が国の農業において重要な役割を担っています。

また、雨水を一時的に貯留する機能（洪水防止機能）、土砂崩れを防ぐ機能（土砂崩壊防止機能）といった多面的機能が適切に発揮されている中山間地域は、国民の大切な財産です。



中山間地域の主要指標(令和2年)

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
(ア)人口	1億2,615万人	1,336万人	10.6%
(イ)総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	63.8%
(ウ)耕地面積	437万ha	167万ha	38.1%
(エ)総農家数	175万戸	78万戸	44.7%
(オ)販売農家数	103万戸	44万戸	42.6%
(カ)農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40.0%

農林統計上の定義

<b>農業地 域類型</b> (注 1)	<b>基準指標</b> (注 1)	<b>該当地域を含む市区町村数</b> (注 2)
都市的 地域	<p>可住地に占める DID 面積が 5%以上で、人口密度 500 人/㎢以上又は DID 人口 2 万人以上の市区町村及び旧市区町村。</p> <p>可住地に占める宅地等率が 60%以上で、人口密度 500 人/㎢以上の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率 80%以上のものは除く。</p>	900
平地農 業地域	<p>耕地率 20%以上かつ林野率 50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑との合計面積の割合が 90%以上のものを除く。</p> <p>耕地率 20%以上かつ林野率 50%以上で、傾斜 20 分の 1 以上の田と傾斜 8 度以上の畑の合計面積の割合が 10%未満の市区町村及び旧市区町村。</p>	754
中間農 業地域	<p>耕地率が 20%未満で、都市的地域及び山間農業地域以外の市区町村及び旧市区町村。</p>	980

	耕地率が 20%以上で、都市的地域及び平地農業地域以外の市区町村及び旧市区町村。	
山間農業地域	林野率 80%以上かつ耕地率 10%未満の市区町村及び旧市区町村。	730

## 2 中山間地域等とは

食料・農業・農村基本法第 47 条においては、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」を「中山間地域等」として規定しています。この「中山間地域等」には上記 1 の中山間地域に加え、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法などの地域振興立法の指定を受けている対象地域が含まれています。